

福島県とサッポロホールディングス株式会社、サッポロビール株式会社  
との包括的な連携に関する協定

令和2年2月5日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事

内堀 雅雄

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号  
サッポロホールディングス株式会社  
代表取締役社長

尾賀 真城

丙 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号  
サッポロビール株式会社  
代表取締役社長

高鳥 英也

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 東日本大震災からの復興に関すること
- (2) スポーツの振興に関すること
- (3) 観光及び県産品の振興に関すること
- (4) 産業振興支援に関すること
- (5) 次世代育成支援に関すること
- (6) 健康づくりに関すること
- (7) 災害対策に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲、乙及び丙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙丙協議の上、別途取り決めるものとする。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙もしくは丙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲、乙又は丙のいずれかから本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自そ  
の1通を保有するものとする。